

長浜市告示第221号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、同法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定しましたので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地
（名 称）長浜市
（主たる事業所の所在地）滋賀県長浜市八幡東町632番地
- 2 事業所の名称及び所在地
（名 称）長浜市相談支援事業所
（所 在 地）滋賀県長浜市小堀町32番地3
- 3 指定の有効期間
令和8年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 サービスの種類
障害児相談支援
- 5 主たる対象者
しょうがい児
- 6 事業者番号
2570300059